

第15回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年9月27日（金）午後2時00分から午後2時42分まで

2 開催場所 幕別町役場3階会議室

3 出席委員（22名）

会長	23番	中村富士男
会長職務代理者	22番	松本 誠
	1番	澤邊 佳範
	2番	佐渡 孝徳
	3番	佐藤 雅典
	4番	多田 篤
	5番	渡邊ひろ子
	6番	佐藤 悦啓
	7番	橋本 浩弥
	8番	田村 信夫
	9番	廣瀬 敏文
	10番	棚 範貴
	11番	長谷川 旭
	12番	酒井はやみ
	13番	佐藤 敏博
	14番	山口 和裕
	15番	萬谷 司
	16番	小野寺和也
	17番	小林 信也
	19番	吉田 正宏
	20番	黒田 龍司
	21番	中村 政昭

4 欠席委員（1名） 18番 遠藤 貴之

5 議案

1) 開会

2) 議事録署名委員

3) 諸般の報告

4) 報告

第1号 農地等一時転用に係る復元状況の報告について

第2号 農地法第5条の規定による許可について

第3号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について

議案

第1号 農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について

第2号 農用地の買入協議に係る要請について

第3号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
第5号 現況証明について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	木村 純一
忠類支局長	吉仲 有希
農地振興係長	今城 和智
農地振興係主査	稲垣 昂太
農地振興係主査	高坂 花織

7 会議の概要

議長	幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第15回農業委員会総会を開催いたします。 次に、議事録署名委員を、会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。議事録署名委員に7番橋本委員、8番田村委員を指名いたします。よろしくをお願いします。 次に、諸般の報告を事務局から申し上げます。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定に基づき、18番遠藤委員から欠席する旨の届出がございましたので、ご報告いたします。
議長	次に、報告第1号「農地等一時転用に係る復元状況の報告について」を議題といたします。 事務局から報告第1号1番について、説明をいたします。
事務局	報告第1号、農地等一時転用に係る復元状況の報告について、農地法第5条により一時転用されていた下記の農地について、復元されていることを確認しましたので報告します。 案件は、議案書1ページの令和5年9月25日に許可をした1件であります。今月18日に現地調査を行い、農地として復元されていることを確認いたしました。以上で報告を終わります。
議長	報告第1号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、以上で報告第1号を終わります。
議長	次に、報告第2号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。 事務局から報告第2号1番について、説明をいたします。

事務局	報告第2号、農地法第5条の規定による許可について、農地法第5条の許可申請について、下記のとおり許可したので報告します。 案件は、議案書2ページの令和6年7月30日第13回総会で審議された1件であります。内容につきましては記載のとおりであります。なお、記載のとおり条件を付し、令和6年8月29日付けで許可をしております。以上で報告を終わります。
議長	報告第2号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、以上で報告第2号を終わります。
議長	次に、報告第3号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。 事務局から報告第3号1番から3番について、説明をいたします。
事務局	報告第3号、所有権移転に係る利用調整結果の報告について、公益財団法人幕別町農業振興公社が実施した所有権移転に係る利用調整結果を報告いたします。 案件は、議案書3ページの、今月17日、18日に町公社が利用調整を行った3件で、すべて保有合理化事業となっております。内容につきましては、記載のとおりであります。以上で報告を終わります。
議長	報告第3号1番から3番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、以上で報告第3号を終わります。
議長	次に、議案第1号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。 議案第1号1番から6番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第1号、農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について、農地法第18条の規定により合意解約通知があったので審議を求めます。 【議案第1号1番から6番について、議案書をもとに朗読】 1番から6番の案件は、売買のため合意解約するものです。これらの案件につきましては、農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。お諮りいたします。 議案第1号1番から6番に伴う通知書の内容に基づく合意解約の成立状況について、異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第1号1番から6番に係る通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。
議長	次に、議案第2号「農用地の買入協議に係る要請について」を議題といたします。 議案第2号1番から2番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第2号、農用地の買入協議に係る要請について、旧農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係る利用調整の申し出があった下記の農地について、公益財団法人北海道農業公社による買入れが特に必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第3条第2項の規定に基づき、要請をすることについて審議を求めます。 【議案第2号1番から2番について、議案書をもとに朗読】 以上の案件は、報告第3号の幕別町農業振興公社が利用調整を行った案件でございます。幕別町に対しまして、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第3条第2項の規定に基づき、要請をするものであります。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第2号1番から2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第2号1番から2番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第3号「旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利

用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案第3号1番から6番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第3号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき、幕別町より決定の求められた下記の農用地利用集積計画について審議を求めます。

【議案第3号1番から6番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページから3ページのとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

1番

1番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号1番から6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号1番から6番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第3号7番から8番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号7番から8番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書4ページのとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19番

19番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号7番から8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号7番から8番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第3号9番から10番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号9番から10番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書5ページのとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6番

6番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号9番から10番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号9番から10番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第3号11番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号11番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書6ページ上段のとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番 22番説明いたします。この案件は、令和6年6月に町公社が利用調整を行い、同月に買入要請を行った案件であります。借主は買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号11番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号11番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号12番から13番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号12番から13番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書6ページ下段から7ページ上段のとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2番 2番説明いたします。これらの案件は、令和6年6月に町公社が利用調整を行い、同月に買入要請を行った案件であります。借主は買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号12番から13番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号12番から13番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号14番から15番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号14番から15番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書7ページ下段から8ページ上段のとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6番

6番説明いたします。これらの案件は、令和6年6月に町公社が利用調整を行い、同月に買入要請を行った案件であります。借主は買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号14番から15番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号14番から15番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第3号16番から18番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号16番から18番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書8ページ下段から9ページのとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番

3番説明いたします。これらの案件は、令和6年6月に町公社が利用調整を行い、同月に買入要請を行った案件であります。借主は買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号16番から18番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号16番から18番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次の議案第3号19番につきましては、黒田委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(20番 黒田委員退席)

議長 議案第3号19番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号19番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書10ページ上段のとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

1番 1番説明いたします。この案件は、令和元年12月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転につきましては問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号19番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号19番は原案のとおり決定いたしました。

(20番 黒田委員着席)

議長 次に、議案第3号20番から21番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号20番から21番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書10ページ下段から11ページのとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
1 番	1 番説明いたします。これらの案件は、令和元年12月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転につきましては問題ないと考えております。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第3号20番から21番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第3号20番から21番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 議案第4号1番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。 【議案第4号1番について、議案書をもとに朗読】 この案件は、別添農地法第3条調査書1ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
9 番	9 番説明いたします。この案件は、後継者への使用貸借期間満了に伴う権利の再設定でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第4号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号1番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次の議案第4号2番につきましては、山口委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(14番 山口委員退席)

議長 議案第4号2番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号2番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添農地法第3条調査書2ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

9番 9番説明いたします。この案件は、本来、地区担当委員は山口委員ですが、議事参与の制限に該当いたしますことから、私の方からご説明いたします。

今月18日に黒田委員、松本代理、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号2番は原案のとおり決定いたしました。

(14番 山口委員着席)

議長 次に、議案第4号3番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号3番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添農地法第3条調査書3ページのとおり、農地法第3条第2

項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

7 番

7 番説明いたします。この案件は、今月18日に黒田委員、松本代理、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号3番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次の議案第4号4番から5番につきましては、渡邊委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(5 番 渡邊委員退席)

議長

議案第4号4番から5番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号4番から5番について、議案書をもとに朗読】

これらの案件は、別添農地法第3条調査書4ページから5ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番

11番説明いたします。これらの案件につきましては、本来、地区担当委員は渡邊委員となりますが、議事参与の制限に該当いたしますことから、私の方から説明いたします。

これらの案件は、今月18日に佐藤敏博委員、遠藤委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号4番から5番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号4番から5番は原案のとおり決定いたしました。

(5番 渡邊委員着席)

議長 次に、議案第5号「現況証明について」を議題といたします。
議案第5号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局 議案第5号、現況証明について、農地法関係事務処理要領に基づき、土地の現況証明願があったので審議を求めます。

【議案第5号1番について、議案書をもとに朗読】

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

9番 9番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月18日に黒田委員、松本代理、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第5号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第5号1番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第5号2番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第5号2番について、議案書をもとに朗読】

以上で議案の説明を終わります。

議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
4 番	4 番説明します。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月18日に佐藤敏博委員、小野寺委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願いいたしますします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第5号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第5号2番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第5号3番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第5号3番について、議案書をもとに朗読】 以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
11 番	11 番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月18日に渡邊委員、佐藤敏博委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願いいたしますします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第5号3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第5号3番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第5号4番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第5号4番について、議案書をもとに朗読】

	以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
16番	16番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月18日に多田委員、佐藤敏博委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第5号4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第5号4番は原案のとおり決定いたしました。
議長	議案は以上であります。 これをもちまして、第15回農業委員会総会を閉会します。
事務局長	ご起立願います。お疲れ様でした。